

# ○ 大学設置分科会審査運営内規

平成十八年四月二十五日  
大学設置・学校法人審議会  
大学設置分科会決定

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この規定は、大学の設置等の認可に係る審査の運営に関し必要な事項を定めることにより、適切かつ円滑な審査の実施を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第二条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 手続規則 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成十八年文部科学省令第十二号)。
- (2) 留意事項 手続規則第十三条に基づき、認可を受けた者が設置計画を履行するに当たって留意すべき事項。
- (3) 最終判定 審査案件に関し文部科学大臣が認可することについて、「可」又は「不可」の判定を行うこと。
- (4) 是正意見 審査の結果、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)等の法令に抵触する、又は書類の内容が不明確である事項があり、申請者に対して申請内容の修正を求める意見。対応が不十分な場合には、最終判定を「不可」とする、又は最終判定を保留して審査を継続するものとする。
- (5) 改善意見 審査の結果、大学設置基準等の法令に抵触する疑いがある、又は改善を強く求める事項があり、申請者に対して申請内容の修正を求める意見。
- (6) 要望意見 審査の結果、改善を求める事項があり、申請者に対して回答を求める意見。
- (7) その他意見 審査の結果、改善が望まれる事項があり、申請者に対してこれを通知する意見。

### (通則)

第三条 審査は、大学設置基準、高等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三号)、大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)、短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)、大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)、短期大学通信教育設置基準(昭和五十七年文部省令第三号)及び専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)その他の法令に基づいて行う。

- 2 審査に当たっては、中央教育審議会の答申等を十分尊重するものとする。
- 3 審査の過程においては、原則として、新たな意見を付し、又はより強い意見に変更することを行わない。
- 4 審査は、書面、面接又は実地により行う。
- 5 分科会長が分科会に諮って適当と認める案件については、審査過程の一部を省略又は変更して審査を行うことができる。
- 6 分科会長は、審査案件により審議事項を各審査会(特別審査会を含む。以下同じ。)に付託する。
- 7 分科会長は、審査案件に係る教員組織、教育課程等の審査を各専門委員会に付託する。

### (組織)

第四条 審査は、審査案件ごとに以下の組織において行うこととする。

- 1 分科会  
(1) 分科会は、次の各号に掲げる審査案件の最終判定を行う。
  - ① 大学又は高等専門学校設置
  - ② 大学の学部、短期大学の学科又は私立の大学の学部の学科の設置
  - ③ 大学の大学院の設置、大学院の研究科若しくは研究科の専攻の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更
  - ④ 高等専門学校設置
  - ⑤ 大学における通信教育の開設
- 2 審査会  
(1) 各審査会は、1(1)①から⑤までに掲げる審査案件の審査を行う。  
(2) 通信教育の開設の審査については、通信教育に関し優れた識見を有する専門委員を配置して審査を実施する。
- 3 専門委員会  
(1) 各専門委員会は、1(1)①から⑤までに掲げる審査案件について、申請書に基づいて、教員組織、教育課程及び履修方法その他専門の事項について書面審査を行

い、その結果を関係の審査会に報告する。

(2) 各専門委員会は、専任教員に関しては、次の各号に掲げる資格審査を行う。

- ① 職位（教授、准教授、講師又は助教）及び授業科目の担当の適格性
- ② 大学院における「研究指導教員」又は「研究指導補助教員」の適格性
- ③ 大学設置基準別表第一イ備考第九号の規定に基づく実務の経験を有する者又は専門職大学院設置基準第五条の規定により専攻ごとに置く者とされる教員の要件及び専任教員全体に占める割合

4 運営委員会

運営委員会は、審査会が作成した判定案の調整等を行う。

(守秘義務及び利益相反)

第五条 前条に規定する組織の構成員は、審査が終了するまでの間は、審査の過程において取得した一切の情報を、口頭及びその他の手段を用いて漏らさないものとする。

2 前条に規定する組織の構成員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身に関する案件又は自己の關係する学校若しくは学校法人等に関する案件については、当該組織における審査（書面、面接、実地の別を問わない。）に参画することができない。

## 第二章 審査

第六条 大学及び高等専門学校の設定に係る審査

1 審査期間

審査期間は、開設年度の前年度の五月から十一月までとする。ただし、必要であると認める場合には、当該年度の末日まで審査を行うことができる。

2 審査方針の決定

- (1) 分科会又は運営委員会において、審査案件ごとに担当する審査会及び専門委員会を決定する。
- (2) 分科会又は運営委員会において、学校の目的及び大学院の課程の目的に応じた審査の観点を定める。
- (3) 分科会長が必要と認める場合に、参考人の委嘱を決定する。

3 全体計画審査

(1) 専門委員会

認可申請書に基づき書面による審査を実施し、その結果を踏まえ、是正意見、改善意見、要望意見又はその他意見を付し、審査意見案としてまとめる。

(2) 審査会

① 認可申請書及び専門委員会の審査意見案に基づき書面による審査を実施し、その結果を踏まえ、是正意見、改善意見、要望意見又はその他意見を付し、審査意見としてまとめる。

② 申請者に対して審査意見を伝達し、審査意見を踏まえた認可申請書の補充又は訂正（以下「補正」という。）がある場合は、4の審査までに追加書類の提出を求める。

③ 書面による審査に加え、詳細な審査が必要であると認める場合には、面接による審査を行うことができる。

4 第一次専門審査・教員審査

(1) 専門委員会

① 3(2)で求めた追加書類に基づき書面による審査を実施し、その結果を踏まえ、是正意見、改善意見、要望意見又はその他意見を付し、審査意見案としてまとめる。

② 教員個人調書に基づき書面による審査を行い、教員の資格を判定する。

(2) 審査会

① 審査意見案に基づき書面審査を実施し、その結果を踏まえ、是正意見、改善意見、要望意見又はその他意見を付し、審査意見としてまとめる。

② 申請者に対して審査意見及び教員の資格審査の判定結果を伝達し、審査意見を踏まえた認可申請書の補正がある場合は、5の審査までに補正申請書の提出を求める。

③ 書面による審査に加え、詳細な審査又は視認による確認が必要と認める場合には、以下の観点に従って面接又は実地による審査を行うことができる。

施設・設備の整備計画の進捗状況の確認  
ii) 審査意見への対応に関する説明の聴取

5 第二次専門審査・教員審査

(1) 専門委員会

① 補正申請書に基づき書面審査を実施し、その結果を踏まえ、是正意見、改善意見又はその他意見を付し、審査意見案としてまとめる。

② 個人調書に係る補正申請書に基づき書面による審査を行い、教員の資格を判定する。

(2) 審査会

① 是正意見が付されない場合、判定案を「可」とし、改善意見を基に留意事項案を作成する。

② 是正意見が付される場合（8(1)の場合を除く。）、判定案を「不可」とし、不可理由案を作成する。

6 総合調整

7 運営委員会において、各審査会における審査結果の全体調整を行う。  
判定

(1) 分科会において、全体調整を経た判定案に基づき、最終判定及び留意事項を決定する。

(2) 最終判定を保留して審査を継続する対象とする審査案件を確認する。

8 審査継続（保留）

(1) 5(2)において是正意見が付され、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、判定案の作成を保留し、審査意見案を基に、是正意見、改善意見又はその他の意見を付し、審査意見としてまとめる。

① 校地又は校舎の整備が遅延しており、他の要件が全て具備されている場合

② 教員組織に1名の欠陥がある場合で、他の要件が全て具備されている場合

③ 特定の是正意見（①及び②に係るものを除く。）への対応が必ずしも十分ではないが、再補正の上最終判定を行うことが適当であると認める場合

④ 形式要件の不備があり、若干の猶予によつて確実に補正がなされると期待される場合

(2) 是正意見が付され審査継続となった場合であつて、申請者に対して審査意見及び教員の資格審査の判定結果を伝達し、当該審査意見を踏まえた補正申請書の補正があるときは、(3)において準用する5の審査までに再補正申請書の提出を求めらる。

(3) (1)及び(2)の場合の審査手続は、5から7までを準用する。この場合、5の「第二次専門審査・教員審査」を「第三次専門審査・教員審査」と読み替えるものとする。

9 早期認可

各審査会は、次の各号のいずれかに該当する場合、審査会における審査を終了し、分科会に判定案を「可」とする旨の報告を行う。

(1) 3の結果、特に意見が付されず、かつ、教員資格の審査が省略される場合

(2) 4の結果、是正意見、改善意見及び要望意見が付されず、かつ、教員個人調査に係る認可申請書の補正の必要がない場合

第七条 大学の学部等の設置等に係る審査

1 審査対象

(1) 大学の学部、短期大学の学科又は私立の大学の学部の学科の設置

(2) 大学の大学院の設置、大学院の研究科若しくは研究科の専攻の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更

(3) 高等専門学校学科の設置

(4) 大学における通信教育の開設  
2 審査期間

審査期間は、開設年度の前年度の七月から十一月までとする。ただし、必要であると認める場合には、当該年度の前年度の七月から七月まで審査を行うことができる。

3 審査方針の決定

審査方針の決定については、第六条2の規定を準用する。

4 審査手続

審査手続については、第六条4から9までの規定を準用する。

第八条 私立の大学又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更に係る審査

1 審査期間

審査期間は、次のとおりとする。ただし、必要であると認める場合には、当該年度の末日まで審査を行うことができる。

(1) 学則変更年度の前年度の四月三十日までに申請のあったものについては、学則変更年度の前年度の五月から七月までとする。

(2) 学則変更年度の前年度の七月三十一日までに申請のあったものについては、学則変更年度の前年度の八月から九月までとする。

2 審査手続

分科会において、認可申請書に基づき書面による審査を実施する。ただし、特に必要であると認める場合には、面接又は実地による審査を行うことができる。

3 判定

分科会において、審査の結果に基づき、最終判定及び留意事項を決定する。

附 則

1 この内規は、平成十八年四月二十五日から施行する。

2 大学設置分科会審査運営内規（平成十三年二月二十日大学設置・学校法人分科会長決定）は廃止する。